

(資料)在宅歯科診療設備整備事業について【千葉県】

Chiba Pref. Oral Health Support Center

令和7年度
千葉県在宅歯科診療設備整備事業費補助金
 ー地域医療介護総合確保基金ー

在宅歯科医療機器等の設備整備
医療安全体制を確立するための設備整備

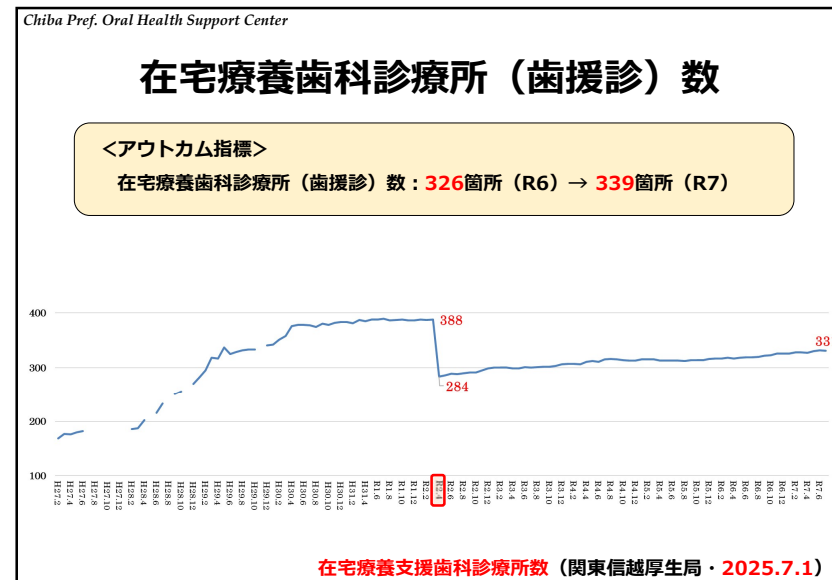
令和7年9月11日

千葉県 健康福祉部 健康づくり支援課
 食と歯・口腔健康班 副主幹
口腔保健支援センター
鈴木 英明

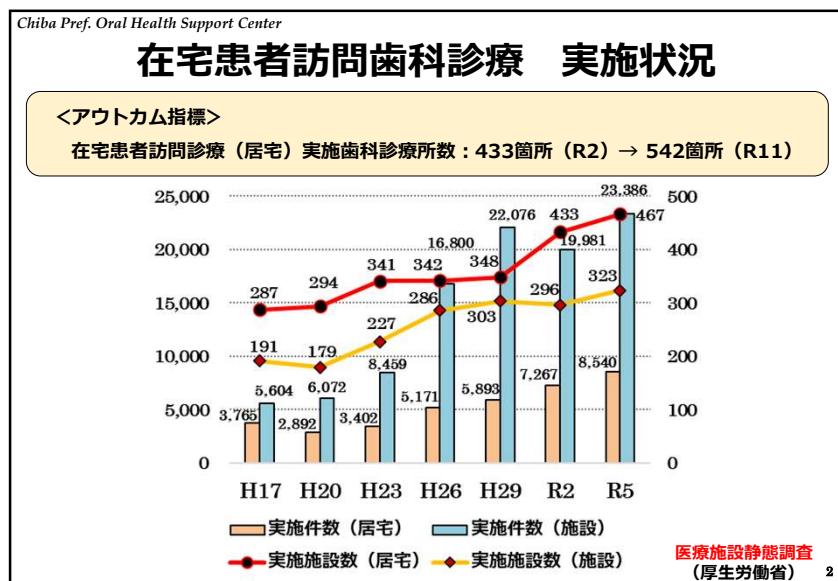
千葉県 ちば
 チーバくん

千葉県 ちば
 チーバくん

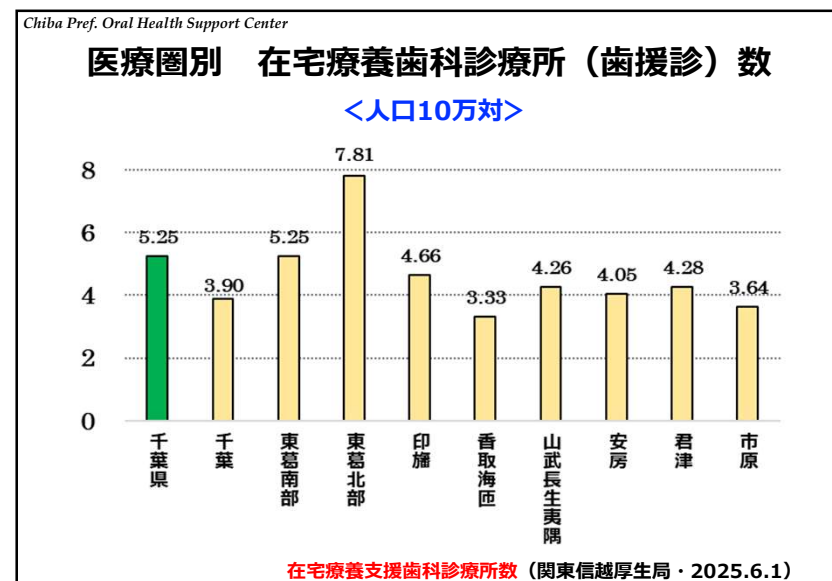
1



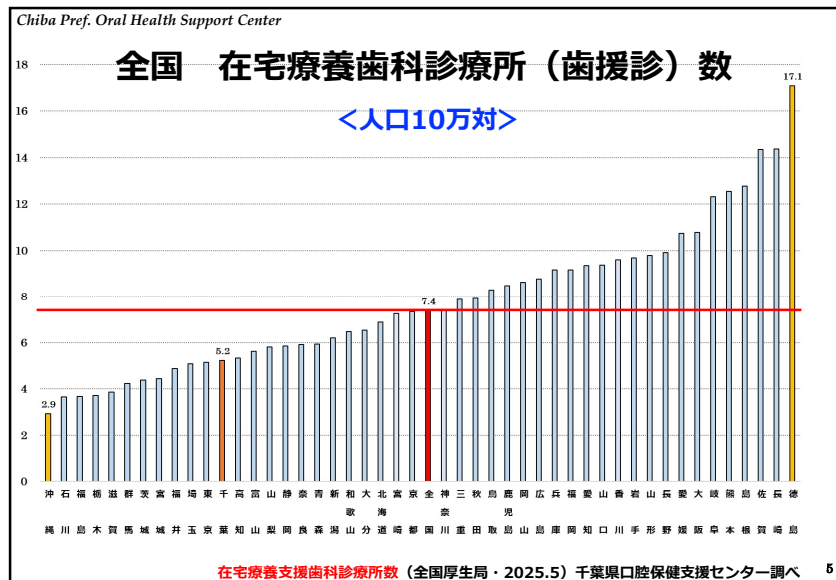
3



2



4



5

Chiba Pref. Oral Health Support Center

令和7年度

千葉県在宅歯科診療設備整備事業費補助金

—地域医療介護総合確保基金—

在宅歯科医療機器等の設備整備

7

Chiba Pref. Oral Health Support Center

目 的

高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、**在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実に図ることを目的とする。**

6

Chiba Pref. Oral Health Support Center

交付の対象

（1）在宅歯科医療機器等の設備整備

在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備に対する備品購入費

（2）医療安全体制を確立するための設備整備

厚生労働大臣が定める「歯科外来診療環境体制加算1に関する基準」による安全・安心な歯科医療環境を提供するために必要な装置・器具のうち持ち運び可能な備品の初度購入費（ただし、歯科用吸引装置は補助対象外）

8

事業の実施主体

医療法・第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした**診療所の開設者**

9

補助対象機器

在宅歯科診療を実施するために必要な医療機器
(**初度設備**に限る)

※但し、**持ち運び可能な備品に限る。**

- ・ポータブルユニット（含オプション品）
- ・ポータブルエックス線装置
- ・簡易椅子（安頭台）
- ・往診用マイクロモーターユニット
- ・口腔内撮影用デジタルカメラ

上記に記載した対象設備**以外**の医療機器は**申請対象となりません**

11

補助条件

①研修の受講について

下記の研修を修了した**歯科医師（研修歯科医を除く）**が
常に勤務していること。

- ・「在宅歯科医療を行う歯科医師育成研修会」
（千葉県委託研修会）※千葉県歯科医師会開催

10

補助率

- ・設備整備に要する費用の2 / 3
- ・上限額 3,638千円
- ・下限額 150千円

「在宅歯科診療設備整備事業費補助金の要綱・概要・申請書」については、県HPに掲載し、ダウンロードできます。

県HP → くらし・福祉・健康 → 健康・医療 →
健康づくり・病気予防 → 口・歯の健康 →
在宅歯科診療設備整備事業費補助金の交付申請について

12



13

Chiba Pref. Oral Health Support Center

交付の対象

(1) 在宅歯科医療機器等の設備整備
在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備に対する備品購入費

(2) 医療安全体制を確立するための設備整備
厚生労働大臣が定める「歯科外来診療環境体制加算1に関する基準」による安全・安心な歯科医療環境を提供するために必要な装置・器具のうち持ち運び可能な備品の初度購入費（ただし、歯科用吸引装置は補助対象外）

15

Chiba Pref. Oral Health Support Center

令和7年度
千葉県在宅歯科診療設備整備事業費補助金
—地域医療介護総合確保基金—

医療安全体制を確立するための設備整備

14

Chiba Pref. Oral Health Support Center

補助条件

① 研修の受講について
偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策研修を修了した常勤の歯科医師（研修歯科医を除く）1名以上が配置されていること。（千葉県歯科医師会主催の研修会でなくても可）

② 歯科外来診療医療安全体制加算について（旧：外来環）
「歯科外来診療医療安全体制加算（外安全）に関する基準」のうち、**今回補助を受ける器機以外の全ての項目を満たしていること。**

③ 在宅療養支援歯科診療所の届出について
在宅療養支援歯科診療所の届出を行う予定があること。又は、既に届出をしていること。

16

補助対象機器

医療安全体制を確立するために必要な**初度設備備品**のうち、以下の購入費

※但し、**持ち運び可能な備品に限る。**

- ・自動体外式除細動（A E D）
- ・経皮的酸素飽和度測定機（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・血圧計
- ・救急蘇生セット

17

スケジュール（予定）

時期	スケジュール	補 足
11月中旬	交付申請書類の提出	必要書類を期日までに県に提出する。（締切厳守）
11月下旬	【県】交付決定通知	補助金を受けることができる申請者に対し、県から交付決定通知が届く。
12月～1月	設備の購入	
2月	事業実績報告の提出	設備購入後、速やかに実績報告書を提出する。
2月下旬	【県】補助金額の確定通知	補助金の額が決定し、県から通知が届く。
3月上旬	補助金の支払請求の提出	
3月中	【県】補助金の支払い	補助金が口座に振り込まれる。
8月頃	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する。

【県】県が実施すること

本年度の提出期限：**令和7年11月14日（金）**

19

補助率

- ・設備整備に要する費用の1／2
- ・上限額 2,000千円
- ・下限額 50千円

「在宅歯科診療設備整備事業費補助金の要綱・概要・申請書」については、県HPに掲載し、ダウンロードできます。

県HP ➡ くらし・福祉・健康 ➡ 健康・医療 ➡
健康づくり・疾病予防 ➡ 口・歯の健康 ➡
在宅歯科診療設備整備事業費補助金の交付申請について

18

提出書類①

①第1号様式「令和7年度千葉県在宅歯科診療設備整備事業費
補助金交付申請書」

②別紙1 経費所要額調（①の添付書類）

③別紙2 事業実施計画書（①の添付書類）

④参考様式 歳入歳出予算書（抄本）（①の添付書類）

機器の購入にあたり、補助金とそれ以外の財源を記載するもの。
補助金以外は自己負担もしくは借入金となります。

⑤千葉県歯科医師会開催の「在宅歯科診療を行う歯科医師等育
成研修会修了書」の写し

記載例どおりに
記入して下さい！

20

提出書類②

- ⑥購入予定機器の見積書（印鑑のある正式な見積書）
- ⑦カタログ等機器の概要がわかるもの
- ⑧申立書
口座振込となりますので、必要事項を記載。
- ⑨誓約書
申請者は、補助金の申請者と同じです。押印も必須。
- ⑩役員等名簿
職名は「開設者」と記入してください。
- ⑪補助金担当者調べ

記載例どおりに
記入して下さい！

21

注意事項②

- ④この補助金は国から交付される補助金を活用しているため、補助を受けた場合は会計検査院の検査を受けることがあります。
- ⑤補助対象設備の総額が150,000円（医療安全は100,000円）に満たない場合は、補助の対象となりません。
- ⑥提出書類は、**コピーを取り、写しを保管**してください。

以上です



23

注意事項①

- ①**予算の都合上**、申請書類を提出しても、補助を受けられないことがあります。（本年度は**先着順**となるため、**補助金申請額が予算上限に達した場合は、提出期間内であっても受付を終了いたします**）
また、記入漏れ等があった場合も、書類不備となり、補助を受けられないことがあります。
- ②補助を受けることができる申請者に対しては、交付決定通知書を送付しますので、**対象設備の発注は、交付決定後**に行ってください。（交付決定前に発注された場合は、補助対象となりません）
- ③12月末までに納入及び支払いが済まない場合は、補助対象となりません。

22